

# 令和7年度子育て女性のための就労支援講座に関する業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本事業は、再就職を希望する子育て中の女性を主に対象にした連続講座の実施を求めるものである。そのため、事業受託者には、講座の企画、運営等に関するノウハウ等が求められることになる。

これらは事業者の実績、専門性、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さず、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する必要がある。よって、公募型プロポーザル方式を採用する。

## 1. 目的

出産、育児等のライフイベントによって、離職をしたり、働き方の見直しやキャリアアップを検討する女性がみられる。就労に向けた準備段階の子育て中の女性や、就職活動中の子育て中の女性に対して、キャリア形成や就職に向けた講座を通じて、受講生が就職に必要な知識や情報を獲得する機会を提供し、就労に向けての意欲喚起やスムーズな就職活動への移行を促進することを目的とする。

## 2. 募集対象業務

### (1) 業務の概要

講座の企画・講師の手配や派遣・広報物の作成など。講座の開催場所は主に豊中しごと・くらしセンターセミナー室とし、業務の詳細は別添の仕様書のとおり。

### (2) 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月18日まで。

### (3) 予算額

委託料の上限は、2,050,000円（消費税及び地方消費税を含む。）。

## 3. 応募（参加）資格

応募者は、下記のすべての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。

なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

#### 4. 日程

- |                      |                          |      |
|----------------------|--------------------------|------|
| (1) 募集要項等の公表         | 3月31日（月）                 |      |
| (2) 質問事項の締切          | 4月7日（月）午後2時必着            | （※1） |
| (3) 質問事項への回答         | 4月11日（金）                 |      |
| (4) 応募書類提出期限         | 4月25日（金）必着、持込みの場合は午後3時まで |      |
| (5) 第1次審査（書類審査）      | 5月上旬ごろ                   | （※2） |
| (6) 第2次審査（プレゼンテーション） | 5月9日（金）                  | （※3） |
| (7) 結果公表             | 5月中旬                     |      |

※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません。

なお、講座の会場とする豊中しごと・くらしセンターセミナー室は事前連絡のうえ、見学可能です。

※2 応募が4件以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者を選定します。

※3 第2次審査の対象となる提案者には、時間を別途ご連絡します。

#### 5. 応募方法

- (1) 提出書類の種類

No.	様式名	
1	参加申込書	様式1-1
2	共同事業体結成届 共同事業体で応募する場合は提出すること。 共同事業体結成における協定書等の写しを添付すること。	様式1-2
3	委任状 共同事業体で応募する場合は提出すること。	様式1-3
4	見積書	様式2
5	本業務の見積もりの内訳書 見積書には人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。	様式任意
6	企画提案書 本業務の企画提案は1社1案とする。	様式任意
7	団体の概要書 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）は必ず記載するとともに、公募開始日から過去3年以内の処分歴は必ず記載すること	様式任意
8	業務経歴 類似する業務の実績について記載すること。	様式任意
9	実施体制	様式任意
10	入札参加停止措置等状況調書 公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。	様式3

(2) 提出部数

正本1部、副本4部（副本は正本の複写可）及び提出書類の電子データを格納した電子媒体（CD-ROM または DVD-R）

(3) 提出期限

令和7年（2025年）4月25日（金）必着（持込みの場合は午後3時まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中しごと・くらしセンター）

（豊中市庄内幸町4-29-1 庄内コラボセンター3階）

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがあります。提出期限後の差し替えは認めません（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

6. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、受託候補者を選定します。

なお、提案内容において配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。

#### (1) 審査手順

令和7年度子育て女性のための就労支援講座に関する業務委託に係る受託候補者選定委員会にて審査します。

#### (2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	60点	講座の構成案と具体的な取り組み内容について
2. 広報・集客方法	15点	講座の広報・集客方法について
3. 業務経歴・実施体制	15点	(1) 事業者の類似する業務の実績について (2) 実施体制について
4. 費用	10点	提案額に根拠があり、適切であるか ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で6点減点します

#### (3) 審査スケジュール

##### 第1次審査

5月上旬ごろに子育て女性のための就労支援講座に関する業務委託に係る受託候補者選定委員会を開催し、書類審査にて第2次審査に進出する提案者を選定します。なお、応募が3者以下の場合は第1次審査を省略し、すべての応募者が第2次審査に進みます。

##### 第2次審査

5月9日(金)に豊中しごと・くらしセンターにおいて、子育て女性のための就労支援講座に関する業務委託受託候補者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を考慮して審査を実施します。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、5月中旬頃にメールにて通知します。

なお、優先交渉権者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

#### (5) 最終審査結果の公表

審査結果は、「(4) 審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表します。

##### 【公表する内容】

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から入札参加停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (11) その他、実施要領の内容に違反した場合
- (12) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。（豊中市が補正等を求める場合を除く。）
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課（下記10）まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (6) 質問事項の締め切り以降、事業に係る質問は受け付けません。

## 9. 契約について

- (1) 受託候補者の相手方と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。
- (2) 契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

## 10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-0833

豊中市庄内幸町4-29-1（庄内コラボセンター3階）

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中しごと・くらしセンター）（担当：窪谷、島井）

TEL 06-6398-7463、FAX 06-6398-7104  
E-mail [shigoto@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shigoto@city.toyonaka.osaka.jp)